

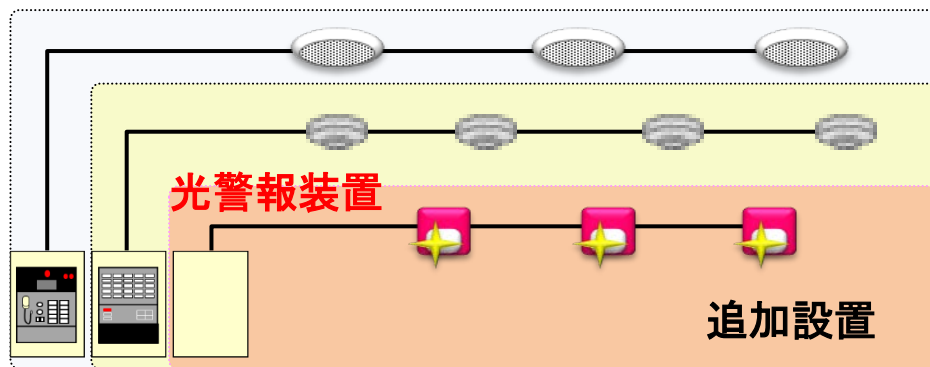
## 壁設置型



## 天井設置型



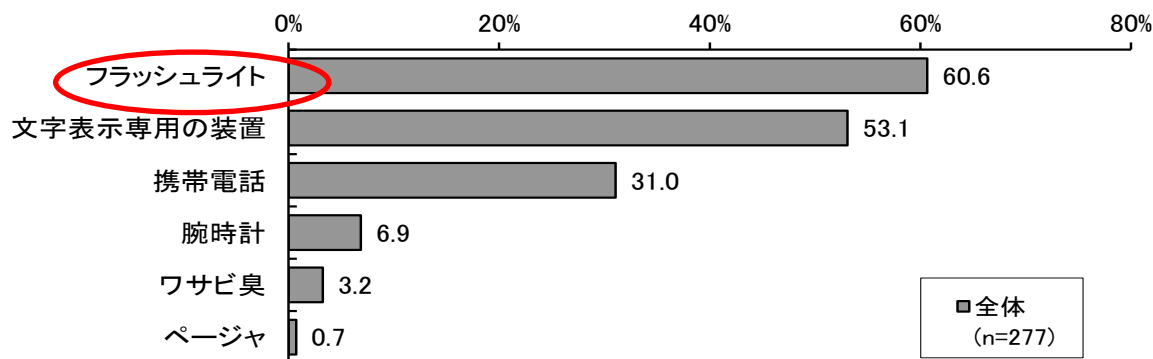
音以外の方法による警報装置として、米国及び英国等の諸外国においては、光警報装置を中心として基準や規格が整備され、事業所への導入・普及が進んでいる(※参考1)。



事業所に設置するものとしては、自動火災報知設備に光警報装置を付加して、建築物等に固定して使用するシステムが一般的である。

## 平成22年度アンケート調査(聴覚障がい者277人を対象に実施)

Q. 音以外の火災警報設備を設置する際に有効な設備として考えるものについて  
(健聴者である知人・同僚・友人等と一緒にいて火災の発生を知らせてくれる場所)

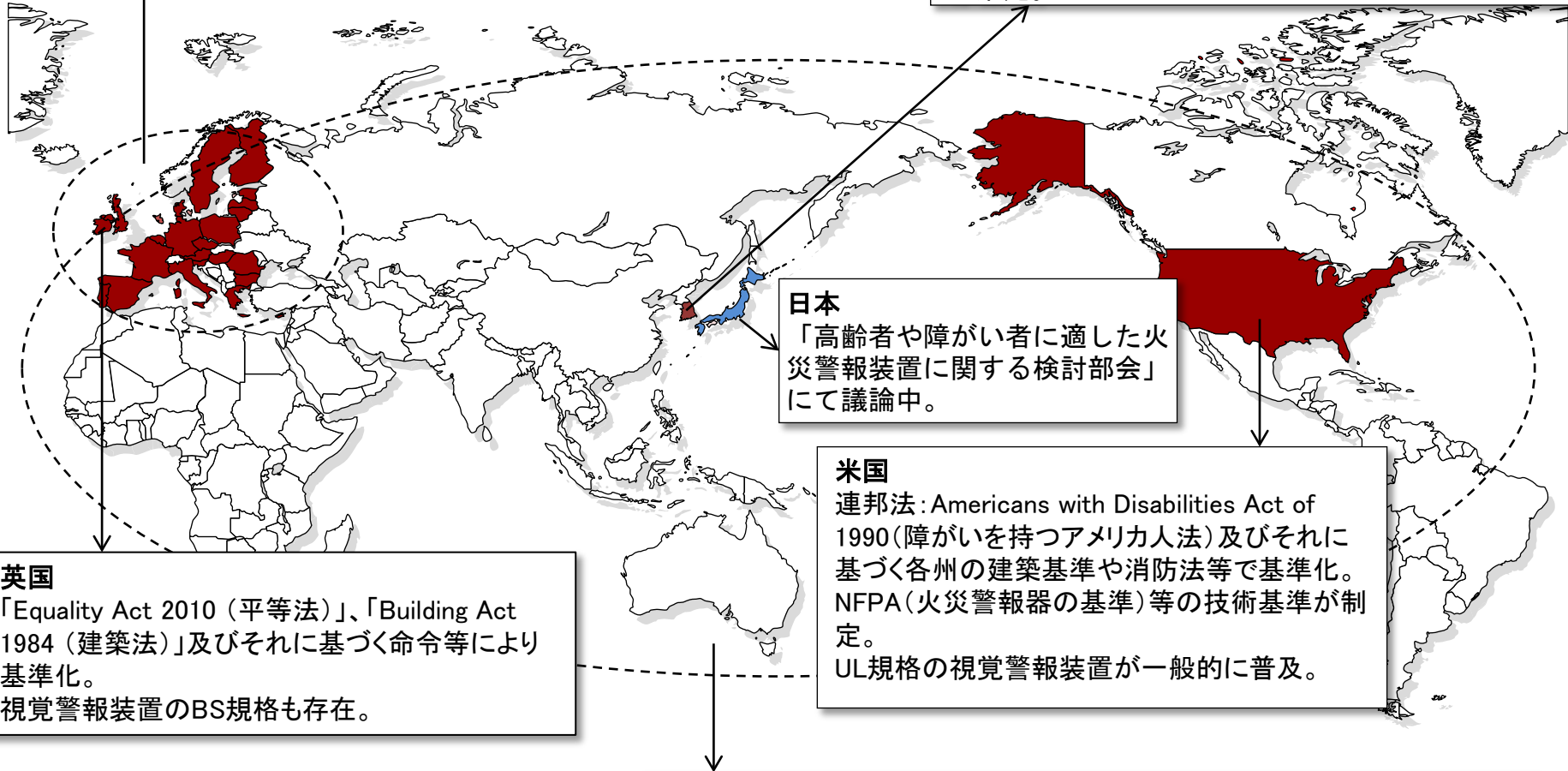


「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」  
(※参考2)

# 各国の基準化の動向(確認しているもの)

**EU**  
欧州規格として視覚警報装置のEN規格を策定。ISO規格案に準拠した内容となっている。

**韓国**  
「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令」において基準化。  
「光による警報器の性能試験技術基準」を消防防災庁が策定。



**英国**  
「Equality Act 2010 (平等法)」、「Building Act 1984 (建築法)」及びそれに基づく命令等により基準化。  
視覚警報装置のBS規格も存在。

**日本**  
「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」にて議論中。

**米国**  
連邦法: Americans with Disabilities Act of 1990(障がいを持つアメリカ人法)及びそれに基づく各州の建築基準や消防法等で基準化。  
NFPA(火災警報器の基準)等の技術基準が制定。  
UL規格の視覚警報装置が一般的に普及。

**ISO**  
2009年4月に国際標準化機構(ISO)内の消防・消火装置関連の事務局より国際規格化の新作業項目として提案、審議開始。現在、最終投票に係る意見調整中。

■ 基準化(基準もしくは機器の規格)

# (参考) 各国の基準化の動向(確認しているもの)

	 <b>米 国</b>	 <b>英 国</b>	 <b>韓 国</b>
<b>根拠法</b>	1. 連邦法: Americans with Disabilities Act of 1990 (障がいを持つアメリカ人法) 2. 州法: 各州の建築基準や消防法等(例: IBC, ICC)	1. Equality Act 2010 (平等法) 2. Building Act 1984 (建築法) 3. Regulatory Reform Act 2001 (規制改革法)(火災安全命令)	1. 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令 2. 自動火災報知器の火災安全基準(NFSC203) 3. 光警報装置の性能試験技術基準
<b>設置義務対象物</b>	ADAで定められる以下の(A)~(L)の計12カテゴリーのうち、州法(建築基準、消防法等)で火災警報器の設置を義務付けられている施設  (A) 旅館、ホテル、モーテル、その他宿泊施設のうち5部屋以下のものと所有者が居住している場合を除く (B) レストラン、バー、その他飲食施設 (C) ミニシアター、映画館、コンサートホール、スタジアム、その他娯楽施設 (D) 公会堂、コンベンションセンター、講堂その他集会場 (E) パン屋、雑貨品店、服飾店、ホームセンター、ショッピングセンターその他小売店 (F) コインランドリー、ドライクリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、修理店、葬儀場、ガソリンスタンド、会計または弁護士事務所、薬局、保険代理店、ヘルス・ケア店その他サービス店 (G) ターミナル、ステーションその他公共交通機関の駅 (H) 博物館、図書館、ギャラリーその他展示場 (I) 公園、動物園、遊園地その他レクリエーション施設 (J) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、大学院その他教育施設 (K) デイケアセンター、老人ホーム、ホームレスシェルター、フードバンク、養子縁組斡旋業者その他ソーシャルサービスセンター (L) 体育館、健康スパ、ボーリング場、ゴルフコースその他エクササイズレクリエーション施設	1. 住宅以外の建物(技術仕様書 B2) 2. 住宅以外のビル施設における宿泊施設(技術仕様書 M4.24) 3. 住宅以外の建物における衛生設備(トイレ、シャワー等)(技術仕様書 M 5.4)	1. 近隣生活施設、医療施設、宿泊施設、レジャー施設、式場で延床面積600㎡以上 2. 文化及び集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、運動施設、業務施設、倉庫施設のうち物流ターミナル、発電施設で延床面積1,000㎡以上 3. 老弱者施設で延床面積400㎡以上 4. 教育研究施設のうち図書館で延床面積2,000㎡以上 5. 地下街のうち地下商店街

# これまでの検討経緯について

平成元年頃から消防庁及び消防関係団体等において検討

## 平成22年度

### 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する検討会

- ・ 欧米をはじめとする諸外国では光警報装置の導入が義務付けられており、日本でも「駅・空港等」「ホテル」「病院」等における高いニーズがある。
- ・ 先行事例もあり、既に技術開発が進んでいる光警報装置は導入が図りやすいため、公共施設などで優先的に整備することが適当である。
- ・ 円滑・効果的な普及に向け、当面、聴覚障がい者のニーズが高い建物のうち一定規模以上のものを中心に法令で基準を設けていく。

(※参考2)

## 平成23年度

### 予防行政のあり方に関する検討会

義務化、設置対象、遡及等について検討した結果、義務化については慎重に検討する必要があること、その効果や維持管理方法等について設置事例等を踏まえて検討する必要があることなどの結論が得られた。

# 検討の目的等について

## 【検討の目的】

消防法では、発生した火災を在館者へ知らせ避難を促す火災警報は、音による警報とされ、音以外の警報の導入・普及についてはほとんど進んでいない状況である。

このため、音による警報では覚知し難い高齢者や聴覚障害者に適した光による火災警報装置(光警報装置)の導入に向けて、モデル的に、駅、デパート、ホテル、病院等の施設に光警報装置を設置し、効果的な設置や維持管理方法に関する調査・検討を行い、技術基準等を策定することを目的とする。

## 【検討事項】

- ① モデル施設の募集、選定に係る必要な事項
- ② モデル施設への光警報装置の設置に係る必要な事項
- ③ モデル施設における光警報装置の実証検証に関する事項
- ④ 実証検証を踏まえた効果的な光警報装置の設置方法や維持管理方法、技術基準(案)に関する事項